

覚書

金港交通株式会社（以下「会社」という）と2労組（金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という）は、営業社員（タクシー乗務員・ハイヤー乗務員）の給与計算時の端数処理について、下記のとおり覚書を記す。

記

第1条 営業社員（タクシー乗務員・ハイヤー乗務員）の給与計算に於いて端数処理はしない。

第2条 本覚書は令和4年12月1日より適用する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署（記）名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪

